

ネイチャーポジティブに係る企業の取組の支援に関する連携協定書

大阪府（以下「甲」という。）と EMIELD 株式会社（以下「乙」という。）は、ネイチャーポジティブに係る企業の取組の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が生物多様性関連分野におけるパートナーシップを構築し、相互に密接な連携を図ることにより、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組等を推進し、生物多様性の保全を進めることを目的とする

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、ネイチャーポジティブに係る企業の取組の支援に関し次に掲げる事項について、連携を推進すべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事項について協働で取り組む。

- （1）セミナー・ワークショップの開催
- （2）生物多様性保全活動マッチングの広報
- （3）堺第7-3区共生の森等における保全活動のサポート

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 いずれの当事者も前項の有効期間満了の日の3か月前までに相手方に対して、書面により協定を更新しない旨又は協定事項の変更の申出をしなかったときは、この協定に定める条件と同一の条件で有効期間満了の日の翌日から1年間協定を更新したものとみなし、以後も同様とする。

（解除）

第5条 当事者は、この協定を解除しようとする場合、相手方に対して3か月前までに書面をもって通知することによって、この協定を解除することができる。この場合において、協定を解除された当事者は、解除によって生じた損害を相手方に請求することはできない。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携事項の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年12月5日

甲

大阪府大阪市中央区大手前2丁目
大阪府
代表者 大阪府知事 吉村 洋文



乙

大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル7階
EMIELD株式会社
代表取締役 森 優希

